

報告事項No. 1－4

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）第4条第1項第1号の規定に基づき教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 専決した事項

（1）件名

- ア 川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の廃止の方針について
- イ 川崎市総合教育センター条例（昭和61年川崎市条例第25号）の一部改正の方針について

（2）内容

川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定に伴い、関係条例の廃止及び一部改正を行うもの

2 専決処分を行った日

令和6年4月24日

（参考）川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

（教育長の専決事項）

第4条 教育長は、第2条第1項各号に掲げる事項のうち、次に掲げるものについて、専決することができる。

（1）次に掲げる事由により当然必要とされる条例の改廃の方針又は教育委員会規則若しくは教育委員会訓令の改廃に関すること。

- ア 法令（市の条例及び規則を含む。）の制定又は改廃
- イ 町区域の設定、廃止又は変更
- ウ 住居表示の実施
- エ 土地区画整理事項の実施等

（2）～（7）略

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、同項第1号及び第2号に掲げる事由により専決したとき、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。